

## 乳中のアフラトキシンM<sub>1</sub>に係る食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について

### 1. 経緯

我が国において、アフラトキシンM<sub>1</sub>の規格基準は設定されていないが、コーデックス委員会における乳の最大基準値設定の動き等を踏まえ、平成13年度より食品中のアフラトキシンM<sub>1</sub>の汚染実態調査等を行ってきたところである。

当該調査研究の結果を踏まえ、本年5月18日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会において、国際的な規制状況及び我が国の汚染実態調査等に基づき、乳中のアフラトキシンM<sub>1</sub>について議論が行われ、規格基準設定の検討をすることについて了承を得た。

については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

### 2. 評価依頼物質の概要

アフラトキシン類は、*Aspergillus flavus*、*A. parasiticus*、*A. nomius*等が産生するかび毒であり、食品での含有が問題となるのはB<sub>1</sub>、B<sub>2</sub>、G<sub>1</sub>、G<sub>2</sub>、M<sub>1</sub>、M<sub>2</sub>の6種類である。飼料中のアフラトキシンB<sub>1</sub>は、動物体内で代謝され、アフラトキシンM<sub>1</sub>となることが知られており、主に乳へと排泄されることから、畜産物については、乳におけるアフラトキシンM<sub>1</sub>汚染が問題とされている。

平成13年のJECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会合）での評価においては、アフラトキシン類（B<sub>1</sub>、B<sub>2</sub>、G<sub>1</sub>、G<sub>2</sub>、M<sub>1</sub>）の許容摂取量は示されず、「摂取は合理的に達成可能な値にまで低減されるべき」とコメントされている。

なお、食品中の総アフラトキシン（アフラトキシンB<sub>1</sub>、B<sub>2</sub>、G<sub>1</sub>及びG<sub>2</sub>の合算）については、食品健康影響評価結果を踏まえ、食品衛生法第6条第2号に基づく、アフラトキシンB<sub>1</sub>を指標とした規制から総アフラトキシンを指標とした規制に移行することについて薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の了承を得たところである。

### 3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、乳中のアフラトキシンM<sub>1</sub>の規格基準設定について検討する。